

専決処分の不承認に伴う措置について

令和3年度洲本市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の不承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の「必要と認める措置」として、市民の皆様に対する説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について、次のとおり説明させていただきます。

令和4年5月20日

洲本市長 上 崎 勝 規

1 専決処分の経緯について

令和3年度洲本市一般会計補正予算（第9号）については、ふるさと洲本もっともっと応援寄附金事務事業費の需用費3億6,600万円を追加したものです。

これは、令和4年3月28日開会の令和4年第2回洲本市議会臨時会において、令和3年度洲本市一般会計補正予算（第8号）で同事業費を減額補正したにもかかわらず、関係事業者から返礼産品費に係る追加の請求が行われるなど、予算執行状況の精査及び確認不足から、同月末にふるさと寄附に係る返礼産品費の予算に不足が生じることが判明したため、追加の予算措置が必要となったものであり、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」と判断し、令和4年3月31日付けで専決処分をしました。

2 専決処分後の議会提案について

専決処分については、地方自治法第179条第3項により、市長は、「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とされており、これに基づき、令和4年4月28日開会の令和4年第3回洲本市議会臨時会に報告し、承認を求めましたが、不承認となりました。

3 専決処分の不承認に伴う措置について

地方自治法第179条第4項には、「予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」と規定されており、「必要と認める措置」として、市民の皆様に対する説明責任を果たすという観点から、今回の専決処分に至った経緯等について、説明させていただくことといたしました。

4 改善に向けた取組について

今回の専決処分の不承認につきましては、返礼産品費に係る予算執行状況の精査及び確認不足により、令和3年度洲本市一般会計補正予算（第8号）を適切な内容で提出できていなかったことが要因であると認識しています。

今後の事務執行に当たっては、関係事業者との連絡を密にするとともに、関係部署間での各事務事業の進捗状況及び情報の共有を徹底し、適切な議案提出に努めて参ります。

5 今後の市政運営について

今回の専決処分の不承認については、市長として、結果を大変重く受け止めております。今後、このような事態が起こらないよう適正な事務執行に努めて参る所存ですので、引き続き市政運営に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。